

令和8年4月

練馬区住宅確保要配慮者 専用賃貸住宅・居住サポート住宅 補助制度のご案内

改修費補助制度・・・P2

家賃低廉化補助制度・・・P12

練馬区建築・開発担当部住宅課管理係（本庁舎13階）

電話 03-5984-1289（直通）

改修費補助制度

□制度概要

国が実施する住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録された住宅または居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）（以下これらを「専用賃貸住宅等」という。）の賃貸人が、高齢者等を入居させるため、当該専用賃貸住宅等をバリアフリー改修工事する場合に、予算の範囲内でその経費の一部を区が補助する。

1 補助を受けることができる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 専用賃貸住宅等の賃貸人であること。
- (2) 住民税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員でないこと。

2 補助対象となる専用賃貸住宅等（以下の要件をすべて満たす住宅）

- (1) 区内にある住宅であること。
- (2) 家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- (3) 一定の居住水準が確保されていること。
 - ア 一般住宅は、住戸の床面積が 25 m²以上であること。ただし、平成 23 年 7 月以前に着工された住宅は、20 m²以上とする。
 - イ 共同居住型住宅は、専用部分の床面積が 12 m²以上であること。
- (4) 申請日時点で専用賃貸住宅等の登録が完了していること。

3 補助対象となるバリアフリー改修工事

- (1) 手すりの設置
- (2) 段差解消
- (3) 廊下幅等の拡張
- (4) 出入り口の改良
- (5) 浴室の改良
- (6) トイレの改良
- (7) 階段の設置・改良
- (8) 転倒防止
- (9) その他区長が必要と認める改修工事

4 補助金額

補助対象工事費×2/3以内の額（補助限度額 124.6 万円/戸）

※千円未満切り捨て

※予算の範囲内

5 補助金交付の条件

(1) 補助を受けた住宅の入居者および同居者は、つぎのすべての要件に該当する者とする。

ア 入居世帯の所得が、38 万 7 千円以下であること。

イ つぎのいずれかに該当する世帯であること。

①65 歳以上の単身または高齢者のみ世帯

②障害者の単身または障害者のいる世帯

③18 歳までのお子さんのいるひとり親世帯

ウ 練馬区内に引き続き 1 年以上居住していること。

エ 賃貸人の親族でないこと。

オ 賃貸人が所属する法人等の職員および従業員でないこと。

カ 暴力団員でないこと。

キ 住宅を所有していないこと。

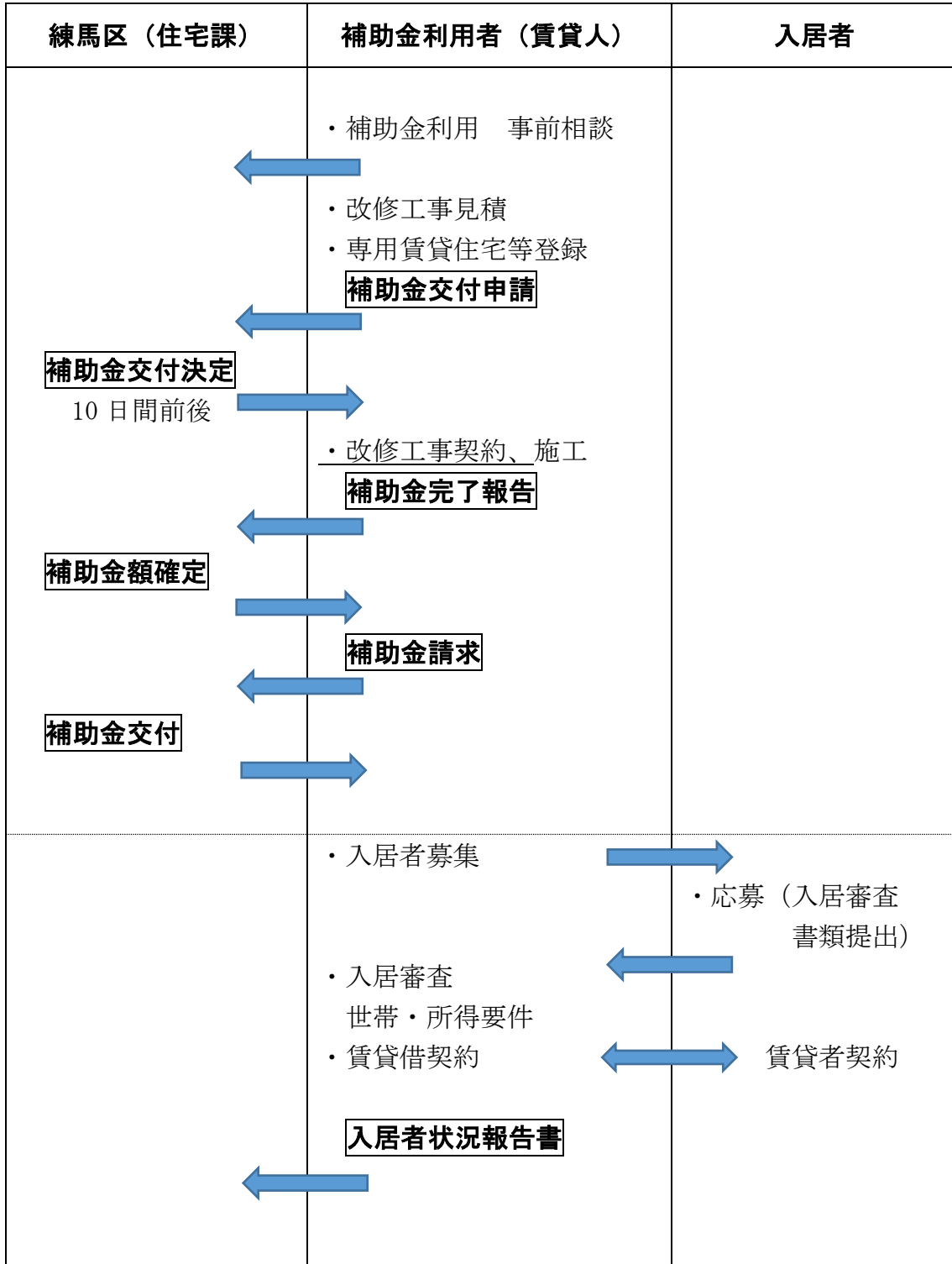
(2) 10 年間、専用賃貸住宅等として管理すること。（所有者が変わった場合も専用賃貸住宅等として管理を引き継ぐこと。）

6 事前相談および申請期限

(1) 事前相談（必須） 各年度 10 月末日（最終開庁日）まで

(2) 申請期限 各年度 11 月末日（最終開庁日）まで

7 住宅改修費 補助金交付手続きの流れ



8 補助金交付申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書（補助要綱第1号様式）
- (2) 誓約書（補助要綱第2号様式）
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書または居住安定援助計画認定通知書の写し
- (4) 土地・建物の登記事項証明書
- (5) 工事費見積書の写し
- (6) 案内図
- (7) 平面図（改修箇所および内容が記載されているもの）
- (8) 住民税納税証明書または非課税証明書（法人または区外納税者）
- (9) 近傍同種の家賃が確認できる書類（他居室の入居者募集チラシなど）
- (10) その他必要書類

9 工事完了時の提出書類

- (1) 完了報告書（補助要綱第7号様式）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事費内訳書など補助対象事業費が確認できる書類
- (4) 請求書、領収書の写し
- (5) 改修工事前後の写真
- (6) その他必要書類

10 賃貸借契約時の提出書類

- (1) 入居者状況報告書（補助要綱第11号様式）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 誓約書（任意様式）
- (4) 入居者資格の確認書類

確認事項	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
区内居住・同居者確認	住民票の写し（世帯全員分） ※「続柄」「本籍、戸籍の筆頭者」の省略のないもの		
所得基準	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金証書、年金振込通知書など （所得の種類によって異なります。次ページ参照）		
世帯要件	住民票の写し	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳いずれかのコピー	戸籍全部事項証明書（謄本）

1 1 所得の証明に係る必要書類

(1) 入居予定世帯全員の方に提出していただく書類

課税証明書または非課税証明書

※発行後3か月以内のもの

※昨年一年間の所得、年税額、控除および扶養等の内訳がわかるもの

※所得の有無にかかわらず16歳以上の世帯全員分が必要です。ただし、扶養されていることが、課税証明書の所得控除（扶養人数）で確認できる方は提出不要です。

(2) 給与所得の方で、現在の勤務先に就職した日が昨年1月2日以降の方

給与支払証明書（所定の用紙）※勤務先での証明が必要です。

(3) 事業所得の方で、昨年1月2日以降に現在の事業を開始している方

収支明細書（所定の用紙）

(4) 年金所得の方（遺族年金、障害年金は対象外）で昨年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

年金裁定通知書・変更通知書のコピー

(5) 昨年1月2日以降に退職し、現在は無職の方

退職証明書（勤務先の代表者等が証明したもの）

雇用保険被保険者離職票のコピー

雇用保険受給資格証のコピー

のいずれか

練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修費補助金交付要綱

令和元年5月29日

1 練都住第131号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、法第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅または第40条第2項第7号に規定する居住安定援助賃貸住宅（以下「専用賃貸住宅等」という。）の賃貸人に対し、予算の範囲内において当該専用賃貸住宅等の改修工事に要する経費の一部を補助することで、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 第3号から第5号までに掲げる者をいう。
- (2) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入と同様の方法で算出した額をいう。
- (3) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯をいう。
- (4) 障害者世帯 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳の交付を受けた者を含む世帯をいう。
- (5) ひとり親世帯 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）と母または父のみで構成される母子および父子世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、つぎの各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 専用賃貸住宅等の賃貸人であること。
- (2) 個人の場合は個人住民税および軽自動車税を、法人の場合は法人住民税（以下これらを「区税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(区税等を滞納していないことの確認)

第4条 区税等を滞納していないことの確認は、練馬区（以下「区」という。）に区税等を納付している個人においては区長が補助対象者の同意に基づいてその納付状況を調査する方法により行うものとし、法人および区以外の地方公共団体に納税している個人においては申請の前年度（申請の時点で前年度の証明書が発行できない場合は、申請の前々年度）に係る区税等の納税証明書または非課税証明書の提出を求めることにより行うもの

とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、第3条第1号に規定する賃貸人が専用賃貸住宅等を供給するために実施するバリアフリー改修工事とする。ただし、他の改修費等に係る補助金の交付対象となる工事は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定める工事費用とする。

(補助対象となる専用賃貸住宅等)

第7条 補助金の交付対象となる専用賃貸住宅等(以下これらを「補助対象住宅」という。)は、つぎの各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 区の区域内(以下「区内」という。)にある住宅であること。
- (2) 家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- (3) 一定の居住水準が確保されていること。

ア 一般住宅は、住戸の床面積が25平方メートル以上であること。ただし、平成23年7月以前に着工された住宅においては、20平方メートル以上とする。

イ 共同居住型住宅は、専用部分の床面積が12平方メートル以上であること。

- (4) 賃貸人は、入居者が不正な行為によって補助対象住宅に入居したときは、当該補助対象住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。

(入居者の要件)

第8条 補助対象住宅の入居者および同居する者は、つぎに掲げる各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) つぎのいずれかに該当する世帯であること。

ア 高齢者世帯

イ 障害者世帯

ウ ひとり親世帯

- (2) 入居世帯の所得が、387,000円以下であること。
- (3) 賃貸借契約時において区内に継続して1年以上居住していること。
- (4) 賃貸人の親族でないこと。
- (5) 賃貸人が所属する法人等の職員および従業員でないこと。
- (6) 暴力団員でないこと。
- (7) 住宅を所有していないこと。

(補助金の額)

第9条 第6条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり1,246,000円を限度とする。

- 2 第5条に規定する事業が、高齢者世帯または障害者世帯のみを対象とする専用賃貸住宅等を供給するためのバリアフリー改修工事である場合は、前項に規定する補助金の額

に第6条に規定する補助対象経費の6分の1に相当する額を加えた額をもって補助金の額とする。ただし、前項およびこの項の規定による補助金の合計額は、1戸当たり1,557,500円を限度とする。

- 3 補助金の額は、千円を単位とし、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、工事着工前に補助金交付申請書（第1号様式）および暴力団員に該当しないこと等を記した誓約書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 区長は、補助申請者から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付決定に当たり、区長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(補助金の交付決定内容の変更・中止)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定内容を変更または中止しようとするときは、補助金交付決定変更・中止申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更・中止承認書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに完了報告書（第7号様式）に必要書類を添付して区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払および請求)

第15条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であつて、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第18条 前条の規定により区長が補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（状況報告等）

第19条 補助事業者は、第13条の規定により補助対象事業の完了の報告を受けた日から10年が経過する日までの間に、入居者が決定したときまたは賃貸借契約を更新したときは、入居者状況報告書（第11号様式）により、第8条に規定する入居者要件の該当について区長へ報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する10年間は、当該補助金により改修した住宅を専用賃貸住宅等として管理しなければならない。

（調査に対する協力）

第20条 補助事業者は、当該補助金の執行等に関し、区長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第21条 補助事業者は、当該補助金に係る書類を作成、整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則 (令和元年11月14日1練都住第611号)

- 1 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。
- 2 改正後の練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第9条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成金の交付について適用し、同日前に申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第9条第2項の規定は、令和2年度末までに交付決定を受ける補助対象工事であって、当該年度末までに当該工事を完了するものに適用するものとする。
- 4 新要綱第9条第2項の規定の適用を受けようとする交付申請は、1回に限り行うことができるものとする。

付 則 (令和3年3月10日2練都住第860号)

- 1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和8年3月19日7練都住第886号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

工事項目	工事内容
手すりの設置	手すりの設置または改良する工事
段差解消	段差を解消する工事または段差を小さくする工事
廊下幅等の拡張	廊下、通路または出入口の幅を拡張する工事
出入口の改良	出入口の建具を設置または改良する工事
浴室の改良	浴室を改良する工事
便所の改良	便所を改良する工事
階段の設置・改良	階段の設置または階段の勾配を緩和する等の改修工事
転倒防止	滑りにくい仕上材への改修等
その他区長が必要と認めるもの	その他区長が必要と認める改修工事

家賃低廉化補助制度

□制度概要

国が実施する住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録された住宅または居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）（以下これらを「専用賃貸住宅等」という。）の賃貸人が、所得が一定基準以下の高齢者等を入居させる場合に、予算の範囲内で、区が家賃の一部について賃貸人に対して補助する。

1 補助を受けることができる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 専用賃貸住宅等の賃貸人であること。
- (2) 住民税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員でないこと。

2 補助対象となる専用賃貸住宅等（以下の要件をすべて満たす住宅）

- (1) 区内にある住宅であること。
- (2) 家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- (3) 一定の居住水準が確保されていること。
 - ア 一般住宅は、住戸の床面積が 25 m²以上であること。ただし、平成 23 年 7 月以前に着工された住宅は、20 m²以上とする。
 - イ 共同居住型住宅は、専用部分の床面積が 12 m²以上であること。
- (4) 入居者から権利金、謝金等の金品を受領しないこと。（家賃 3 月分以内の敷金は可）
- (5) 申請日時時点で専用賃貸住宅等の登録が完了していること。

3 入居者の要件

- (1) 入居世帯の所得が、15 万 8 千円以下であること。
- (2) つぎのいずれかに該当する世帯であること。
 - ア 65 歳以上の単身または高齢者のみ世帯
 - イ 障害者の単身または障害者のいる世帯
 - ウ 18 歳までのお子さんのいるひとり親世帯
- (3) 生活保護（住宅扶助）、生活困窮者住居確保給付金または住宅支援給付（中国残留邦人等）を受給していないこと。
- (4) 練馬区内に引き続き 3 年以上居住していること。

- (5) 暴力団員でないこと。
- (6) 住宅を所有していないこと。

4 補助金額

月額家賃×1/2以内の額（補助限度額5万円/戸）

5 補助期間

1戸あたり通算して10年間（120月）を限度とする。

6 入居者の募集・選定

- (1) 入居者は、原則として公募し、抽選その他公正な方法により選定すること。
- (2) 4月1日から12月末日までの間に入居を開始する契約であること。

7 事前相談および申請期限

- (1) 事前相談（必須） 入居開始月の初日（各月1日）の30日前まで
 - (2) 申請期限 入居開始月の初日（各月1日）の15日前まで
- ※4月1日から12月末日までの間に入居を開始する契約であること。

8 留意事項

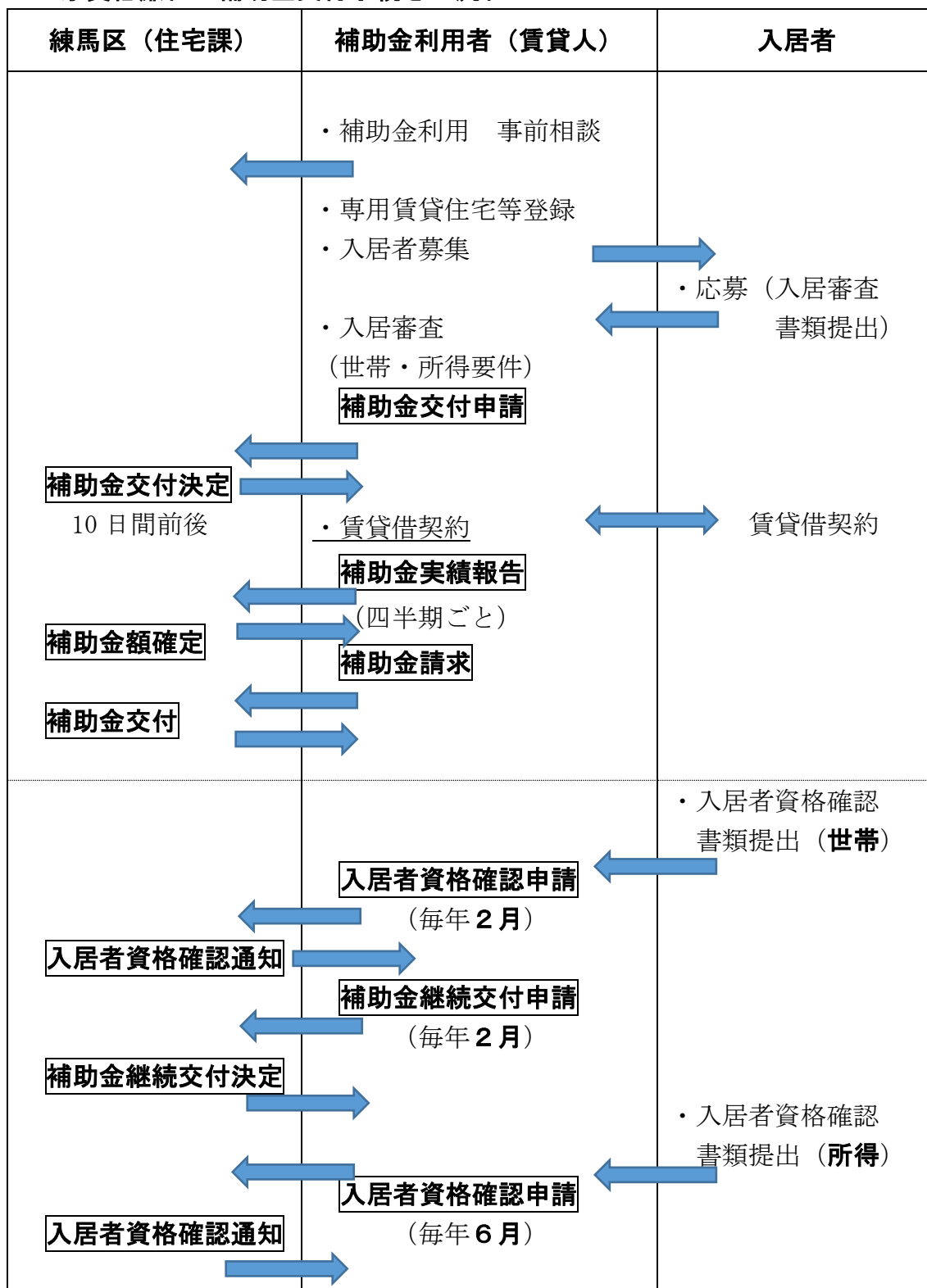
- 賃貸人が入居者から受領することができるのは、
 - ①家賃 ②共益費 ③敷金（家賃の3か月分を超えない額）のみです。

※入居者から礼金、権利金、更新料、更新手数料の金銭を受領することはできません。
- 賃貸人は、入居者が不正な行為によって入居したときは、賃貸借契約を解除することを賃貸の条件としなければなりません。
- 補助金は、賃貸借契約に基づき入居者が支払うべき家賃の一部とみなし、賃貸人は入居者から家賃低廉化後の額を徴収するものであることを賃貸借契約において定めなければなりません。

【記載例】

練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等家賃低廉化補助金交付要綱に基づき、補助金が甲（賃貸人）に交付される場合は、第〇条の規定に関わらず、乙（賃借人）が甲に支払うべき額は第〇条に記載する家賃の額から当該補助金の額を控除した額とする。

9 家賃低廉化 補助金交付手続きの流れ



10 家賃低廉化補助金を受けるための提出書類

補助金交付申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書（補助要綱第1号様式）
- (2) 誓約書（補助要綱第2号様式）
- (3) 住民税納税証明書または非課税証明書（法人または区外納税者の場合）
- (4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書または居住安定援助計画認定通知書の写し
- (5) 賃貸借契約書（案）《契約予定の月額家賃の額がわかるもの》
- (6) 近傍同種の家賃が確認できる書類（他居室の入居者募集チラシなど）
- (7) 入居者資格の確認書類（※詳細は別添参照）

確認事項	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
区内居住・同居者確認	住民票の写し（世帯全員分） ※「続柄」「本籍、戸籍の筆頭者」の省略のないもの		
所得基準	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金証書、年金振込通知書など （所得の種類によって異なります。6ページ参照）		
世帯要件	住民票の写し	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳 いずれかのコピー	戸籍全部事項証明書（謄本）
生活保護受給 暴力団員 住宅所有	誓約書（任意様式）		

1 1 交付決定後の提出書類

実績報告時（四半期毎）の提出書類

- (1) 実績報告書（補助要綱第7号様式）
- (2) 入居者負担家賃の領収が確認できる書類
- (3) 賃貸借契約書の写し（第一四半期時のみ）

入居者資格確認申請時の提出書類（2月に行う手続き）

- (1) 入居者資格確認申請書（補助要綱第13号様式）
- (2) 住民票の写し（世帯全員分）
- (3) 入居者の世帯要件が確認できる書類
 - ア 高齢者世帯 住民票の写し
 - イ 障害者世帯 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳
いずれかのコピー
 - ウ ひとり親世帯 戸籍全部事項証明書（謄本）

入居者資格確認申請時の提出書類（6月に行う手続き）

- (1) 入居者資格確認申請書（補助要綱第13号様式）
- (2) 入居者の所得要件が確認できる書類
住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金証書、
年金振込通知書など
(所得の種類によって異なります。6ページ参照。)

補助金継続交付申請時の提出書類（2月に行う手続き）

- (1) 補助金継続交付申請書（補助要綱第10号様式）
- (2) 住民税納税証明書または非課税証明書（法人または区外納税者の場合）
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書または居住安定援助
計画認定通知書の写し
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 入居者資格確認通知書の写し（世帯要件）

練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等家賃低廉化補助金交付要綱

令和元年5月29日

1 練都住第136号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、法第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅または第40条第2項第7号に規定する居住安定援助賃貸住宅（以下「専用賃貸住宅等」という。）の賃貸人に対し、予算の範囲内において家賃補助を行うことで、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 第3号から第5号までに掲げる者をいう。
- (2) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入と同様の方法で算出した額をいう。
- (3) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯をいう。
- (4) 障害者世帯 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳の交付を受けた者を含む世帯をいう。
- (5) ひとり親世帯 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）と母または父のみで構成される母子および父子世帯をいう。
- (6) 家賃低廉化 専用賃貸住宅等に入居する住宅確保要配慮者の家賃負担を軽減するため、当該住宅確保要配慮者の家賃の一部を区が補助することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、つぎの各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 専用賃貸住宅等の賃貸人であること。
- (2) 個人の場合は個人住民税および軽自動車税を、法人の場合は法人住民税（以下これらを「区税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(区税等を滞納していないことの確認)

第4条 区税等を滞納していないことの確認は、練馬区（以下「区」という。）に区税等を納付している個人においては区長が補助対象者の同意に基づいてその納付状況を調査する方法により行うものとし、法人および区以外の地方公共団体に納税している個人においては申請の前年度（申請の時点で前年度の証明書が発行できない場合は、申請の前々年

度)に係る区税等の納税証明書または非課税証明書の提出を求めることにより行うものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、第3条第1号に規定する賃貸人が専用賃貸住宅等に住宅確保要配慮者を入居させる賃貸住宅事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、専用賃貸住宅等に係る家賃とする。

(補助対象となる専用賃貸住宅等)

第7条 補助金の交付対象となる専用賃貸住宅等(以下これらを「補助対象住宅」という。)

は、つぎの各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 区の区域内(以下「区内」という。)にある住宅であること。
- (2) 家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- (3) 一定の居住水準が確保されていること。

ア 一般住宅は、住戸の床面積が25平方メートル以上であること。ただし、平成23年7月以前に着工された住宅においては、20平方メートル以上とする。

イ 共同居住型住宅は、専用部分の床面積が12平方メートル以上であること。

- (4) 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度において再登録された住宅については、前回登録時に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅の入居者の募集・選定)

第8条 補助対象住宅の賃貸人(以下「賃貸人」という。)は、入居者を原則として公募し、抽選その他公正な方法により選定しなければならない。

(補助対象住宅の入居者の要件)

第9条 補助対象住宅の入居者および同居する者は、つぎの各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) つぎのいずれかに該当する世帯であること。

ア 高齢者世帯

イ 障害者世帯

ウ ひとり親世帯

- (2) 入居世帯の所得が、158,000円以下であること。

- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第2号に規定する住宅支援給付を受給していないこと。

- (4) 第14条に規定する補助金の交付申請時において、区内に継続して3年以上居住していること。

- (5) 賃貸人の親族でないこと。
- (6) 賃貸人が所属する法人等の職員および従業員でないこと。
- (7) 暴力団員でないこと。
- (8) 住宅を所有していないこと。

(賃貸借契約)

第10条 賃貸人は、第15条の規定により補助金交付決定通知書が交付された後、当該入居予定者と賃貸借契約を締結しなければならない。

- 2 賃貸人は、入居者が不正な行為によって補助対象住宅に入居したときは、当該補助対象住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件としなければならない。
- 3 賃貸人は、つぎに掲げる場合を除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受領することその他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。
 - (1) 毎月その月分の家賃を受領する場合
 - (2) 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

- 4 賃貸人に交付される1月当たりの補助金は、賃貸借契約に基づき入居者が支払うべき家賃の一部とみなし、賃貸人は入居者から家賃低廉化後の額（当該家賃から当該補助金の額を減じて得た額をいう。）を徴収するものであることを当該賃貸借契約において定めなければならない。

(補助金の額)

第11条 1戸当たりの月額補助の額は、契約家賃の2分の1以内の額とする。ただし、50,000円を限度とする。

- 2 補助金の額は100円を単位とし、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第12条 1戸当たり通算して10年間（120月）を限度とする。ただし、専用賃貸住宅等として管理を開始してから20年を超える場合は、補助対象としない。

(補助対象期間の算定方法)

第13条 賃貸借契約による入居可能日（家賃徴収の始期となる日）が月の初日であるときはその月、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から年度末の月までとする。ただし、年度の途中で第23条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合は、取消日が月の初日であるときは前月まで、その日が月の初日以外の日であるときはその日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第14条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）および暴力団員に該当しないこと等を記した誓約書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第15条 区長は、補助申請者から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定に当たり、区長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

（補助金の交付決定内容の変更・中止）

第16条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定内容を変更または中止しようとするときは、補助金交付決定変更・中止申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更・中止承認書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、つぎの表のとおり、それぞれの補助期間に応じて四半期ごとに報告期日までに補助金実績報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、補助期間の最終月以前の月に補助事業が終了する場合は、事業が終了する月の翌月に実績報告書を提出するものとする。

補助期間	報告期日
4月、5月および6月	7月1日から同月31日まで
7月、8月および9月	10月1日から同月31日まで
10月、11月および12月	1月4日から同月31日まで
1月、2月および3月	3月1日から同月末日まで

（補助金の額の確定）

第18条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払および請求）

第19条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の継続交付申請）

第20条 補助事業者は、翌年度以降も引き続き補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の2月に、補助金継続交付申請書（第10号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(補助金の継続交付決定)

第21条 区長は、補助事業者から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金継続交付決定通知書(第11号様式)により、不適当と認めるときは補助金継続不交付決定通知書(第12号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(入居者資格の確認)

第22条 補助事業者は、前2条の規定により、翌年度も引き続き補助金の交付を受けようとするときは、つぎの各号に掲げる書類に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に、入居者資格確認申請書(第13号様式)に添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 入居者の世帯要件に係るもの 当該年度の2月

(2) 入居者の所得要件に係るもの 翌年度の6月

2 区長は、補助事業者から前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは入居者資格確認通知書(第14号様式)により、不適当と認めるときは入居者資格不適合通知書(第15号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定内容は、つぎの各号に掲げる要件に応じ、当該各号に定める時期から適用する。

(1) 入居者の世帯要件に係るもの 翌年度の4月1日

(2) 入居者の所得要件に係るもの 翌年度の10月1日

(補助金の交付決定の取消し)

第23条 区長は、補助事業者または入居者がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(4) 入居者が第9条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(5) 入居者が偽りその他不正の手段により入居したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第15号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第25条 前条の規定により区長が補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合における

その後の期間については既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(家賃低廉化継続の審査)

第26条 区長は、家賃低廉化の措置を同一の入居者に3年を超えて実施する場合は、3年ごとに、当該入居者に係る家賃低廉化の措置の継続の必要性について審査するものとする。

(調査に対する協力)

第27条 補助事業者は、当該補助金の執行等に関し、区長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第28条 補助事業者は、当該補助金に係る書類を作成、整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則 (令和4年4月15日4練都住第32号)

1 この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和8年3月19日7練都住第887号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。